

平成 29 年 5 月 8 日参議院決算委員会議事録

○松沢成文君 無所属クラブの松沢成文でございます。大型連休明けで皆さんお疲れだと思っておりますけれども、最後のバッターですので、お付き合いをよろしくお願いいたします。

私は、今日、国際スピード郵便の問題について取り上げたいというふうに思っております。

もう議場の皆さん御承知だと思いますが、信書や小包の郵便を国際的にしっかりとした体制で、日本としてはユニバーサルサービスとして運営をしていこうという制度ですが、今、様々な問題をはらんでおります。

日本郵便が提供する国際スピード郵便、EMSは、多くの諸外国ではユニバーサルサービスから除外をされていますけれども、日本ではユニバーサルサービスとして位置付けられています。そのために、例えば航空機からの荷降ろし時における優先取扱いがあったり、あるいは通関、検疫等における一般の貨物とは異なる簡易な取扱いがあったり、様々な優遇措置の適用を受けておまして、民間事業者に比べて運営面、コスト面で圧倒的に有利な状況にあります。こうした状況は、諸外国、国際社会からも問題視されてきております。

まず、その問題の第一として、民間事業者に適用される通関手続では、全ての貨物の品名や数量等を自ら申告し検査を受ける申告納税方式が採用されています。しかし、国際スピード郵便、EMSには、課税価格が二十万円を超えるもの等を除き申告が不要でありまして、税関職員が必要と判断した貨物についてのみ検査を行うという賦課課税方式が採用されています。

そこで、問題点ですけれども、近年、国際スピード郵便を利用した覚醒剤や大麻などの不正薬物等の密輸入が増加しておりまして、昨年の不正薬物の密輸入の摘発件数、これ平成二十八年度ですね、は何と六百四十件と、この五年間でおよそ六倍にもなって、全体の、ほかのルートで入るものも含めた中で何と七二%がEMSということで、これがどんどん拡大をしております。そのほかにも、危険ドラッグの密輸や地下銀行の送金手段、偽造クレジットカードで購入した物品の輸送手段、さらにはコピー商品などの知的財産権を侵害する物品の輸入などでEMSを利用した事件が多発をしております。つまり、輸入で日本の通関、税関を逃れるために、簡易な手続で軽量の荷物を安く速く送れるこの国際スピード郵便、EMSが利用されているという実態があるとの報告もあります。

関税・外国為替等審議会から提出された答申書においても、国際郵便物は社会悪物品等の密輸手段としての利用の拡大が懸念されているとの記載があります。

そこでお伺いしますが、この国際郵便物の中でもとりわけ申告が必要とされていない簡易な国際スピード郵便、EMSを利用した犯罪が増えているのではないのでしょうか。こうしたEMSの存在自体が犯罪を増やしている、誘発しているとも言えると思いますが、政府の見

解はいかがでしょうか。

○政府参考人（藤城眞君） お答え申し上げます。

税関におきましては、貨物に適用されます通関手続の違いというものに関係なく、不正薬物や知的財産侵害物品の取締りというものの観点から、貨物の品名や差出人あるいは受取人の情報なども勘案いたしまして必要な検査、取締りというものを厳正に実施しているところでございます。

御指摘の国際スピード郵便などの国際郵便物につきましても、これと同じく厳正、的確にその検査というのを行っているところでございまして、簡易な通関手続が適用されるということから犯罪に利用されているかどうかということにつきましては、必ずしもそうは言えないのではないかとこのように考えているところでございます。

○松沢成文君 過去には、国際スピード郵便で海外から拳銃部品を密輸入して、拳銃の部品を軽く分けるんですね、国際スピード郵便は簡易な通関制度ですから、それを密輸入して、日本にそれを使う人が、テロリストでしょうか、渡ってきて、その送られたものを組み立てて犯罪に使うなんという事例も発生をしております。

テロ対策や二〇二〇年の東京五輪の開催に向けてのセキュリティー対策からも、日本社会の安全、安心を脅かし、国際的な信用を低下させかねない現状の国際スピード郵便制度の優遇措置を見直して、民間事業者と同じく貨物としての申告納税方式を採用すべきであると考えますが、政府はいかがお考えでしょうか。

○政府参考人（安藤英作君） お答え申し上げます。

ただいま財務省の方からも御説明がございましたとおり、我が国税関におきます不正薬物、銃器、知的財産侵害物品などに対する取締りは、申告納税方式、賦課課税方式といった課税方式の違いにかかわらず厳正、適正に実施されているものと聞いてございます。

このEMSを含みます国際郵便につきましても、申告納税方式とは異なる賦課課税方式を適用する取扱いが我が国だけではございまして、諸外国でも同様でございまして、諸外国ともこの賦課課税方式の枠組みの中で適正な取締りに努めているというふうに承知してございます。

いずれにいたしましても、委員御指摘がございましたテロ対策、セキュリティー対策など極めて重要でございまして、総務省といたしましても、万国郵便連合を通じ、各加盟国の郵便事業体に対しまして郵便物の引受時の検査を徹底することを依頼するなど、関係機関と協力いたしまして国際郵便が不正に利用されることのないように努めていきたいと考えてございます。

○松沢成文君 政府の認識はかなり甘いようで、実は、この輸出入をする業者は、中身ができるだけ見られないEMSを利用して送るのがよろしいですよと逆に利用者に推薦をして

いるところもあるんですね。こんな状況であります。

さらに、輸入貨物の検疫手続においても、EMSは民間事業者と異なる取扱いがなされております。民間事業者の場合は、検査は必ず空港建屋内で受けなければならないという決まりになっています。これに対して、国際スピード郵便、EMSについては、空港建屋外に運ばれた上で、外に運ばれた上で国際郵便交換局において検査を受けることが認められております。信書、レターなどの郵便物であればこれは問題ありませんが、生鮮食品やあるいは植物などが検疫検査前に空港外に持ち出されて、そして未知の殺菌や病原菌が国内に持ち込まれ、安心、安全な国民生活が脅かされるリスクもはらんでおりまして、諸外国からも衛生上の危惧が指摘されております。

国際スピード郵便、EMSも民間と同様に空港内建屋、空港の中できちっと検査を実施して防疫を徹底すべきであると考えますが、政府の見解を伺います。

○政府参考人（小川良介君） お答えします。

輸入される植物あるいは畜産物を介した病害虫ですとかあるいは病原体の侵入防止というのは大変重要であると認識しております。空港で輸入される植物又は畜産物につきましては空港で検疫を行うことが原則でございますが、国際スピード郵便、EMSなど郵便物として輸入される場合は、植物防疫法又は家畜伝染病予防法の規定に基づき、通関手続が行われる全国五か所の国際郵便局において行うこととされております。その際、輸入空港から国際郵便局までの郵便物の運搬に当たりましては、内容物が外部に漏出しないよう、封印された袋により適切に運送されていると承知しております。

○松沢成文君 そんなことをしないで、空港内できちっと民間の貨物と同じ条件で調べれば全く事は足りると思うんですが。

さらに、ちょっと質問を進めますけれども、国際的にも、EMSにおける税関での取扱い等について、民間事業者の国際宅配便との間で公平性に関する懸念が示されておりまして、TPPの日米並行交渉における論点の一つともなっておりました。最終的には、TPP協定の附属書に、国際宅配便についてユニバーサルサービス義務を課さないこと等が認められました。米国の通商代表部、US TRは二〇一六年度版の貿易障壁報告書で、更に競争環境を構築するよう求めていくとしています。

アメリカは今回TPPからの離脱を決定いたしました。こうした交渉の経緯からも、日米経済対話の先に想定される二国間のFTAなどにおいても国際スピード郵便、EMSの見直しを迫られる可能性があると考えますが、外務省はいかがお考えでしょうか。

○政府参考人（小泉勉君） お答え申し上げます。

先般、四月十八日の第一回の日米経済対話におきましては、今委員から御指摘のありました日米のFTAですとか、あるいは国際スピード郵便、EMSを含みますいわゆるNTM、

非関税措置といったものについての特段の議論はなかったというふうに承知をしております。

では、今後、日米経済対話はどのように進んでいくのかということですが、これは、申し訳ございません、今の現時点で予断を持ってお答えすることはなかなか困難でございます。差し控えさせていただきたいと存じますが、いずれにしても、この日米経済対話は一方的なアメリカからの対日要求を議論する場ということではなくて、日米間のウイン・ウインの経済関係を構築するために、麻生副総理とペンス副大統領との間の議論を深めていくという場として活用していきたいというふうに政府としては考えてございます。

○松沢成文君 交渉中なので答えられないと言われちゃうと、また次の質問もできなくなっちゃうんですが、これ、日EUですね、経済連携協定のような現在交渉中の経済協定においても、日本の国際スピード郵便、EMSの不公平な取扱いが問題視されていると聞いております。

現に、日本に対して、日本の特に民間業者に対してこのEMSは問題であるという具体的な指摘でもなされていると聞いておりますが、そこは外務省としてどう把握されていますでしょうか。

○政府参考人（小泉勉君） 今委員から御指摘のございましたEUとの間の経済連携協定の交渉でございまして、EUということで申しますと、欧州のビジネス団体がございまして、そこの方から、EMSと民間事業者の提供します国際急送便サービスとの間の取扱いの差異について問題提起が行われたということがあるということは把握をしております。

その上で、日EUの交渉を含めまして日本として推進しております数々の経済連携協定の交渉におきましては、我が国自身とそれから交渉の相手側との間の関心事項をそれぞれ踏まえまして、またお互いのセンシティブティイーにも配慮をしつつ、最善の結果を追求していくということで進めているところでございます。

○松沢成文君 この問題、関係が各省庁にまたがりますので、今いろんな御答弁をいただきましたが、大臣、これ二〇〇七年の郵政民営化に伴う当時の郵便法の改正で、ゆうパックは郵便事業から国交省担当の貨物運送事業法に移管されたんですよね。簡単に言えば、当時の小泉総理が民間でできるものは民間にやらせろと、何も問題がないじゃないかと、そこまでのネットワークを民間はつくっているわけだということでこの改革がなされました。

しかし、これと同様に、国際スピード郵便、EMSについても、郵便事業でなくてこれはもう小口の貨物なんですから、貨物運送事業の対象として、その意味ではユニバーサルサービスから除外することで国際小口貨物市場でのイコルフットィングを確保するしかないというふうに私は考えています。そうじゃなければ、民間事業者は競争できません。

圧倒的にユニバーサルサービスとして郵政事業の中でやることによって条件が有利なわ

けですから、私は、国内市場でそういう改革をしたわけですから、国際市場でもEMSをユニバーサルサービスから外して、そしてきちっとここは貨物運送事業の対象として、民間事業者と競争しながら、民間で十分できる仕事なんですから、やっていくべきだと考えますが、大臣はいかがでしょうか。

○国務大臣（高市早苗君） 先ほど来、EMSには国際小口貨物とは一部異なる通関手続ですとか検疫手続が適用されるということで問題意識をお述べになりまして、これは事実でございます。

ただ、これらの手続でございますが、ユニバーサルサービスを理由とした優遇措置ではなくて、差し出し国と名宛て国の郵便事業者が郵便物を相互に交換することでサービスを提供するという国際郵便の特徴に応じた手続でございますから、この点についてはイコールフットィングの問題は生じていないと思っております。これらの手続というのは諸外国でも同様のものがございます。

EMSでございますが、万国郵便条約に基づきまして多数の国との間で提供されているとともに、日本ではユニバーサルサービスとして提供されております。これを見直すということは、まず国民の利便性の低下につながることでと考えております。

それから、このEMSを含む国際郵便は、郵便法の規律を受けるほか、郵便物の運送というのが貨物の運送に当たりますから、ゆうパックや国際小口貨物と同様に貨物利用運送事業法の規律が既に適用されています。ですから、郵便法と貨物利用運送事業法、両方掛かりますので、規制としてはEMSの方が厳しいと言えらると思えます。

先ほど来、委員がテロ対策も含めた安全性についてお話しになりまして、これは二十万円以下でしたら賦課課税、二十万円超でしたら申告課税ということでEMSがございませけれども、先ほど来、申告が必要とされないというような表現を使っておられたんですけれども、物品の価格は申告する必要があるということで、これは税関で判断される。ただ、物品の内容については申告しなければなりませんし、国際交換局においてはEMSの場合は二十万円以下でも二十万円超でも両方とも全件検査の対象でございますので、かなり厳しいセキュリティー対策がなされていると思えます。その結果、拳銃の部品の輸入がされかけたというようなことも国際交換局の中での検査で明らかになっていると、このように考えております。

○松沢成文君 EMSで今度クールEMSというのができまして、要するに日本でいうクール宅急便ですよ。郵便制度ですから、本当は信書をいかに国際的に運ぶかというのをまず第一に考えなきゃいけない。もうクールEMSまでやろうとなると、もうこれ小包を私たちやりますと宣言しているようなものなんですよ。

ですから、信書に冷凍する必要ないし冷蔵する必要もないわけです。そういう意味では、民間もやろうとしている民業を、ユニバーサルサービスだということで、自分たちが民業圧

迫をしてまでも利益を出していこうとしか思えないんですね。この辺もこれからちょっとよく議論をさせていただきたいと思います。

最後に、もう二分しか時間がないので、大臣、ふるさと納税。ふるさと納税については様々な制度的な矛盾、欠陥も指摘されるようによろしくなってきましたけれども、返礼品の扱いについて、最低限三割程度でやってほしいとか、返礼品にふさわしくないものはやめてほしいとか、これ自治体に要請するという事で大臣も頑張っているんですが、一つだけ、私どうしても解せない制度的な欠陥があるんですね。

総務省は、自分の住む自治体にふるさと納税が制度上でできてしまうということはどう考えているのか。これ、やはりふるさと納税というのは、自分がお世話になった自治体とか、自分が政策を応援したい自治体、自分以外の自治体を応援するために寄附制度として設けられているんですね。自分が住んでいる自治体にふるさと納税するということは、そこで節税ができるでしょう、いい返礼品があって得するでしょうと。だから、住んでいる納税者としての義務をある意味で放棄して、このふるさと納税の節税の効果とか、返礼品のお得効果を狙ってやり始めている人がいるということなんですよ。これは私は完全にモラルハザードだと思うんです、この制度から見ても。

ですから、こういうことはやっぱりできないようにしようという何らかのルールが必要だと思うんですが、総務大臣の見解を伺いたいと思います。

○国務大臣（高市早苗君） ふるさと納税制度でございますが、これはもう納税者の選択によって、ふるさとへの思いですとか地方団体の様々な取組を応援する気持ちを実現するという趣旨ですから、制度が目的としているのは、委員がおっしゃるように、住所地以外のふるさとなどへの寄附でございます。また、その寄附を行った地元住民に対して返礼品を送付するということになりますと、通常の納税を行う住民との間に不公平の問題も生じてまいります。

先般、二十九年の四月一日付けで各地方団体に対して発出した通知におきまして、このふるさと納税の趣旨を踏まえて、各地方団体は当該地方団体の住民に対し返礼品を送付しないようにするという事を要請いたしました。総務省、各地方団体においてもこの趣旨を踏まえて、通知に沿って適切に対応していただきたいと考えておりますし、地元住民の寄附に対して返礼品を送付しているような地方団体については個別にその見直しを働きかけてまいります。

○松沢成文君 時間なので終わります。ありがとうございました。